

令和6年度老人保健健康増進等事業

介護サービス事業者経営情報の分析等に係る調査研究事業

株式会社三菱総合研究所

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）の施行等に伴い、令和6年度以降、国は介護サービス事業者が報告する施設・事業所ごとの収益や費用などの情報（以下、「経営情報」という）について、経営への影響を踏まえた的確な支援策の検討に活用するとともに、国民に分かりやすく属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表することとされている。本事業はこの点を踏まえ、効果的な活用や国民にわかりやすい公表の観点から、収集した経営情報の適切な集計分析方法及び公表のあり方等について研究及び提案等を行うことを目的として実施した。

1. 事業概要

(1) 検討委員会の開催

介護サービス事業所の会計や経営に知見を有する有識者や関連団体等から構成される検討委員会を設置し、収集した経営情報の利活用や、国民への分かりやすい公表のあり方等について検討を行った。

(2) 介護サービス事業者に対する経営情報のフィードバックについての検討

介護サービス事業者へのアンケート調査を通じて、事業者が自身の経営状況を分析するにあたり有用な情報を把握し、それをもとに収集した経営情報から実際にフィードバックを行う内容を検討した。

(3) 国民に対する分析結果の公表についての検討

上記1、2での検討や、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」等の先行事例の状況等をふまえ、収集した経営情報をもとに国民に対して公表を行う集計分析の内容やその留意点について整理した。

2. 事業結果概要

介護サービス事業者に対するフィードバックの望ましい内容としては、人件費比率、営業利益率、経常利益率及び労働生産性といった経営指標が考えられる。またその際には自施設・事業所の指標とあわせ、同一地域や同一規模で絞り込んだ施他設・事業所の指標の分布等のデータを比較対象として示すことが有用だと思われる。

国民に対する集計分析結果の公表という観点からは、主要な損益科目の対事業収益比率や常勤換算職員1人当たり金額の指数等について、経年推移や属性間比較が可能になるような形で、平均値及び四分位数を示すことが考えられる。ただし公表に先立っては、データの精度や報告者の偏り、他の統計等との整合性といった観点から収集した実データの検証が必要だと考えられる。